

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように
するための施策に関する基本的な計画（素案）」に対する
主な意見の概要について

1．意見募集の実施期間

4月28日（火）～5月25日（月）

2．意見提出の状況

125件（団体1、個人60）

3．主な意見の概要

別紙のとおり

1. 「はじめに」、基本方針関係（2件）
<p>子どもの段階で十分なネット利用に関する教育をしておく必要があり、ネットを利用する際に注意すべきこと、ネットならではの問題点、危険性を、子どもに教育することを最重要方針とすべき。</p>
2. 教育・啓発関係（16件）
<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするためには、まず、家庭でのしつけや教育が一番大切。また、学校での教育で道徳・モラル向上に努めることが優先されるべき。</p> <p>現在は両親共働きなどで家に誰もいない状況があるにもかかわらず、携帯の持ち込み原則禁止はやりすぎ。</p>
3. フィルタリング関係（15件）
<p>子どもを無菌室で育てるのはかえって青少年の健全育成にとって望ましくなく、青少年が使うパソコンや携帯電話をフィルタリングすることには反対。</p> <p>フィルターすべき内容を全く明示しておらず、恣意的に広範囲に対象が決められる懸念を強く感じる。</p> <p>携帯電話事業者がそれぞれ基準を決めるべきであって、携帯電話フィルタリングサイト審査機関などは不要。</p>
4. 民間団体等支援関係（4件）
<p>有害・違法のガイドラインの制定、ゾーニングの基準については、事業者や国と関わりが無い民間団体に作業をさせるべき。</p>
5. その他重要事項関係（40件）
<p>児童ポルノ関係（20件）</p> <p>児童ポルノ事犯の取締りについては、児童ポルノの定義が非常にあいまいで広範囲にわたっている点に留意し、適正に運用されたい。</p> <p>児童ポルノサイトのブロッキングについては、反対。</p> <p>インターネット・ホットラインセンター関係（18件）</p> <p>インターネット・ホットラインセンターについては、これを廃止すべき。</p>
6. 推進体制等（6件）
<p>内閣府で省庁間の調整をとって、「縦割り行政」的な考え方で、国民のニーズに合わない事業にしまわれないようにしていただきたい。</p>
7. その他（42件）
<p>青少年インターネット環境整備法自体が表現の自由を侵害し、違憲。</p> <p>国は青少年ネット規制法やその他の関連法を廃止すべき。</p> <p>出会い系サイト規制法の改正は元に戻すべき。</p>